

徳島県立男女共同参画総合支援センターに係る  
ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

1 募集の目的

県有施設において、長期的に安定した経営基盤を確立することにより、より良い男女共同参画推進の場の提供と県民サービスの向上を図るため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

2 募集の対象となる施設

徳島県立男女共同参画総合支援センター及びセンター内ホール  
（徳島市山城町東浜傍示1-1 アスティとくしま2階）

3 希望する期間及び金額

- （1）期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間
- （2）金額 5年間で1,000万円以上（消費税・地方消費税は別途負担）

4 ネーミング・ライツの内容

- （1）施設全体及び施設内のホールに、企業名又は商品名（ブランド名）等の愛称を付けることができます。（施設の正式名称の変更ではありません。）  
ただし、徳島県広告事業実施要領第3条第1項各号に定める内容はネーミング・ライツの対象とはなりません。
- （2）愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。

5 名称変更に伴う費用等

既存サインの変更、新設サインの設置及び期間終了後の原状回復等に要する費用については、別途パートナー企業の負担とします。工事については、パートナー企業が発注し、施工するものとします。

※施設パンフレット・ホームページの変更は、県側で対応します。

6 募集期間

令和7年3月19日（水）から令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）  
（期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。）

7 募集対象企業

- （1）徳島県広告事業実施要領第3条第2項各号に定める業種又は業者でないこと並びに同条第3項及び第4項に定めるところの、広告主等になることができないとされている者でないこと。
- （2）県内に活動拠点を有して事業を行っている企業であること。

8 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入して、次の添付書類を添えて提出してください。

- （1）登記事項証明書
- （2）会社の概要及び過去3カ年の決算報告書
- （3）男女共同参画推進、地域振興等の実績及び今後の計画（任意様式）

9 選定方法

県が設置する選定委員会において、名称、応募金額等について、総合的に選考を行い、パートナー企業を選定します。

- 10 選定結果の通知  
選定後、全ての応募者に文書により、通知します。
- 11 愛称使用開始時期  
パートナー企業と協議の上、決定します。
- 12 申込先及びお問合せ先 ※4月1日以降は問合せ先が変更となります。

(3月31日まで)

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1

徳島県 生活環境部 男女参画・人権課

男女共同参画担当 宛

電話 088-621-2177

ファクシミリ 088-621-2844

(4月1日より)

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1

徳島県 こども未来部 男女参画・青少年課

男女共同参画担当 宛

電話 088-621-2707

ファクシミリ 088-621-2843

【参考「徳島県広告事業実施要領」第3条】

(広告事業の内容等)

第3条 広告の内容は、県有資産の公共性等を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

(1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 個人の氏名を広告するもの

(6) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

(7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

(8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

(9) たばこに関するもの

(10) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

(11) その他、県有資産を活用した広告として、適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの

(2) 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く)に係るもの

(3) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

(4) その他、県有資産を活用した広告を表示する業種又は業者として、適当でないと認められるもの

3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止措置等を受けている者等は、広告主又は広告取扱業者(以下「広告主等」という。)となることができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

4 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、広告主等となることができない。